

## 新たな「特別支援教育に関する基本方針」に基づく取組の充実に向けて ～誰もが生き生きと活躍できる社会の実現に向けて～

北海道教育庁学校教育局特別支援教育担当局長  
堀 籠 康 行



### 1 はじめに

特別支援教育は、障がいのある子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

北海道教育委員会（以下、道教委）では、本道における今後の特別支援教育の充実に向けて、多くの道民の皆様からいただいた御意見を参考にするとともに、社会情勢の変化や国の動向を把握するなど、現状と課題を整理した上で、令和5年度からの5年間を計画期間とした新たな「特別支援教育に関する基本方針」（以下、基本方針）を策定しました。本方針は、上位計画である「北海道総合教育大綱」と、「北海道教育推進計画」の理念や施策の方向性に基づき、北海道における特別支援教育を推進するための基本的な考え方を示すものです。

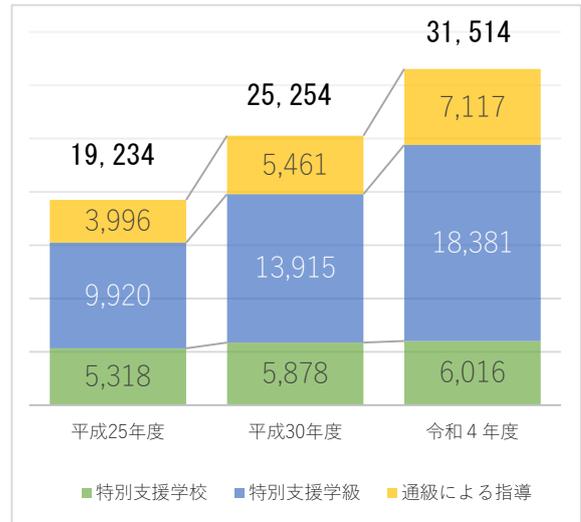
### 2 本道における特別支援教育の充実に向けて

少子化の影響により児童生徒数が減少する中、本道においては、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正などに伴い、特別支援学校をはじめ、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒は増加傾向にあり、平成25年度の19,234名から令和4年度の31,514名へと、約1.6倍になりました。

また、近年、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、道教委の調査では、小・中学校の校内委員会において、特別な教育的支援を必要とする判断された児童生徒の割合は、小学校で平成29年度の5.5%から令和4年度は8.8%へと増加し、中学校が同様の比較で2.0%から3.1%へと増えています。高等学校では、平成29年度、令和4年度とも0.8%となっています。

こうしたことから小・中学校の通常の学級や、高等学校において、全ての子供が分かりやすい授業づくりや、全ての子供が安全・安心に学ぶことができる学級経営を行うことが求められており、特別支援教育が培ってきたノウハウは、全ての学校教育においてあまねく必要とされていると考えます。

道教委では、こうした特別支援教育への期待に応え、本道における今後の特別支援教育の一層の充実を図るため、新たな基本方針において、取組の方向性を4つの柱で示しています。1つ目は「多様な学びの場の充実」、2つ目は「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」、3つ目は「特別支援教育の質の向上」、4つ目は「特別支援学校の教育環境の整備」とし、道内の各地域において、市町村教育委員会及び学校等と相互に連携しながら、4つの柱に基づいた取組を推進しています。



本道における特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数の推移(人)

## (1) 取組の柱1「多様な学びの場の充実」

特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における指導や支援の一層の充実はもとより、幼児教育施設や小・中学校の通常の学級、高等学校といった連続性のある「多様な学びの場」において、どの学びの場においても特別な教育的支援を必要とする子供が自立と社会参加に向けた専門的な指導や支援を受けることができるよう、「多様な学びの場」の充実に向けた今後の取組について、以下の内容に整理しました。

### 適切な就学先決定に向けた支援

- ・適切な就学先決定や学びの場の柔軟な見直しに向けた市町村教育委員会への働き掛け
- ・就学前健診などを活用した早期からの保護者等への支援の充実

### 幼児教育施設、小学校、中学校における学びの場の充実

- ・全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や校内研修の充実
- ・通級による指導や特別支援学級における指導体制の充実及び自立活動の指導に関する専門性の向上

### 高等学校における学びの場の充実

- ・全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるための体制の整備や研修の充実
- ・通級による指導担当教員の自立活動の指導に関する専門性の向上

### 特別支援学校における学びの充実

- ・ICTを活用した学校間の連携及び指導の充実並びにセンター的機能の充実
- ・教育課程の編成や入学者選考検査の改善

### 自立と社会参加の充実

- ・テレワークを含めた企業等と連携した作業学習・実習等を通じて、社会性や適応力、コミュニケーション能力を伸ばす教育の充実

## 取組の柱1「多様な学びの場の充実」

具体的には、適切な就学先決定や就学時に決定した学びの場の柔軟な見直し（特別支援学校から特別支援学級、特別支援学級から通常の学級など）が図られるよう、市町村教育委員会の担当者を対象とした研修会を開催して理解の促進を図り、各市町村の支援体制の構築に資することや、道教委が作成した資料等の活用の促進に取り組んでいます。

また、全ての教員が特別支援教育に関する理解や知識を深めるとともに、具体的かつ実践的な指導や支援の方法等を習得できるよう、北海道立特別支援教育センターの研修等のほか、教育局の特別支援教育を担当する指導主事がサポートする体制の整備、「特別支援教育教育課程編成の手引」等の活用促進により、校内研修の充実を図っています。その他、障がいのある生徒の就労機会の拡大に向け、オンラインを活用した場所や時間、移動にとらわれない柔軟な働き方（テレワーク）への対応も含めた就労支援や福祉との連携、地域での生活や余暇活動の充実などQOL（生活の質）の向上など、諸施策の推進に努めています。

## (2) 取組の柱2「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」

子供が将来、地域で豊かに生活するためには、幼児教育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など、学校等段階等間で指導や支援の内容が円滑に接続されることが必要です。その際、重要になるのが、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後まで一貫した適切な指導と支援を行うために教育機関が中心となって作成する支援計画である「個別の教育支援計画」と、「個別の教育支援計画」を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画である「個別の指導計画」です。これらの計画を活用した引継ぎに関わる取組の充実を図るとともに、保健・福祉・医療・労働等の関係機関が連携協力し、指導や支援を一層充実させることが求められていることから、切れ目のない一貫した指導や支援の充実に向けた今後の取組について、以下の内容に整理しました。

#### 就学前からの支援体制の整備

- ・市町村教育委員会と保健・福祉等の関係機関との連携による地域の支援体制づくりの促進
- ・障がいのある子供を育てた経験をもとに相談相手となるペアレントメンターの派遣など、保健福祉部局と連携した保護者支援の充実

#### 在学中における地域の体制づくりの促進

- ・市町村における切れ目のない一貫した指導や支援に向けた関係機関の連携の促進
- ・各学校段階等間における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用した引継ぎに関わる取組の充実

#### 卒業後における支援

- ・進路先の企業等に対する「個別の教育支援計画」を活用した適切な引継ぎなど卒業後支援の充実

#### 取組の柱2「幼児期から学校卒業後までの切れ目のない一貫した指導や支援の充実」

道教委では、市町村における就学相談・教育相談等の実施内容や方法が市町村ごとに異なる現状があることから、早期からの教育相談や適切な就学先決定など、個々の障がいの状態や生活の実態等に応じた支援の充実が図られるよう、「就学事務担当者等研修会」における保健福祉担当者等への参加促進や幼児教育施設の職員を新たに対象とするなどの取組を進めています。

### (3) 取組の柱3「特別支援教育の質の向上」

特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し、通常の学級においても特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることから、どの学校にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を図る必要があります。そのため、管理職のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として、全教職員で組織的に対応する校内支援体制を確立し、校内研修の活性化・充実を図ることが求められており、特別支援教育の質の向上における今後の取組について、以下の内容に整理しました。

#### 教員の特別支援教育の専門性の向上

- ・全ての校種における教員の特別支援教育に関する専門性の向上
- ・全ての校種において、特別支援教育を重要な柱として明確に位置付けた校内体制の構築

#### ICTの活用による指導の質の向上

- ・障がいの状態等に応じた効果的なICT活用に関する教員研修等の充実

#### 交流及び共同学習の充実

- ・共生社会の形成に向け、「交流及び共同学習」の趣旨や意義について一層の理解啓発
- ・「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を活用し、通常の学級担任と特別支援学級の担任が共通理解をした上で、「交流及び共同学習」を実施

#### 障がいの重度・重複化、多様化及び医療的ケアに向けた対応

- ・重度・重複化、多様化を踏まえ、障がい種を超えた学校間の連携・協力の充実
- ・医療的ケア看護職員の配置や教職員に対する必要な研修の実施など、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備

#### 取組の柱3「特別支援教育の質の向上」

道教委では、特別支援教育を経験していない学校管理職が多くいることや、特別支援教育の経験が浅い特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当者が一定の割合でいるほか、多くの学校で通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍していることから、各学校の校長は教員との対話を通じて、全ての教員にそれぞれのニーズや課題・キャリアステージに応じた研修受講の促進に取り組んでいます。

#### (4) 取組の柱4「特別支援学校の教育環境の整備」

本道の特別支援学校は、令和5年度、道立66校、市立5校、国立1校、私立1校の合計73校が設置されています。本道においては、広域分散型といった地理的状況や障がいの重度・重複化、多様化が進む中、多様な教育的ニーズのある幼児児童生徒が可能な限り身近な地域で、障がいの状態や心身の発達の段階等に応じた専門性の高い教育を受ける機会を確保するため、特別支援学校の整備・配置や教育環境の充実を図ることが求められており、特別支援学校の教育環境の整備における今後の取組について、以下の内容に整理しました。

##### 学校配置

- ・障がいのある児童生徒の在籍状況や今後の推移のほか、圏域内における特別支援学校の配置状況や児童生徒の通学・寄宿舎への入舎の状況、活用可能な空き校舎など既存施設の状況等を総合的に勘案して学校配置を検討

##### 卒業後の進路を見据えた学科の整備

- ・社会情勢や進路動向、生徒の興味・関心などを考慮し、学科の整備を検討

##### 教育環境の整備に向けた狭隘化対策

- ・教室不足については、校舎増築や通学区域の見直しのほか、高等学校など既存施設を活用した整備などによる適切な教育環境の確保

##### 効率的なスクールバス運行に向けた体制整備

- ・介助添乗員の資質向上に向けた事前研修の実施等による安全・安心なスクールバス運行体制の充実

##### 安全・安心な学校体制

- ・不審者の侵入や火災・自然災害・感染症の発生などを踏まえた危機管理体制の整備

#### 取組の柱4「特別支援学校の教育環境の整備」

道教委では、近年、特別支援学校や小・中学校等に在籍する医療的ケア児が増加していることから、医療的ケア看護職員配置の在り方に関する庁内検討を進めるほか、医療的ケア看護職員の研修の実施などにより、安全・安心な医療的ケア実施体制の整備・充実に取り組んでいます。

### 3 おわりに

道教委では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの理念の下、全ての子供たちが、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を互いに認め合い、支え合いながら、共に学んでいくことができる環境を醸成し、誰もが生き生きと活躍できる社会が実現するよう、新しい基本方針に掲げる4つの柱に基づき、施策を推進しています。

施策の推進に当たり、新しい基本方針では、「道教委」、「市町村教育委員会」、「学校」等に各施策の実施主体を分けて明示し、市町村教育委員会や学校等が取り組むべき役割を意識し、研修等で活用できるようにしています。また、各項目における現状や課題、今後の方向性等を踏まえ、取り組むべき重要な施策に「重点」と記載しています。こうした実施主体の明確化や施策の重点化を図ることで、各地域において、道教委、市町村教育委員会、学校等が連携して施策に取り組むことができるとともに、実施状況を評価し、改善を図ることにつながると考えます。

このように、施策の推進に取り組んでいるところですが、変化が激しく予想が困難な時代において、本道の特別支援教育を取り巻く環境は、今後も変化していくことが予想され、新たな課題もまた生じてくるものと思われます。そのため、今後も道教委、市町村教育委員会、学校等がこれらの課題を共有するとともに、一丸となって施策の推進に取り組み、本道における特別支援教育の一層の充実を図ってまいりたいと考えています。